

## 第 17 回臨時委員会会議録

委員長 ) 日程第 1 開会宣言

委員長 ) 日程第 2 会議成立の宣言

委員長 ) 日程第 3 会議録署名委員の指名 (福岡委員)

委員長 ) それでは、日程第 4 の審議に入ります。第 18 号議案「芦屋市指定文化財 (寺田遺跡出土「大領」「少領」等墨書土器) の指定について」を議題とします。提案説明を求めます。

生涯学習課長 ) <議案資料に基づき概略説明>

委員長 ) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

浅井委員 ) 先日、展示を見せていただきました。以前にもこちらで一度見せていただいた記憶がございます。このたび芦屋市の指定文化財に指定されたということで、私たちは、大領と少領の食器なのだなというふうに興味を持っておりました。今回、これが新しく指定されたものだとか、学術的にも大変価値の高い発見であるというようなことが、もう少し何かわかる説明文が詳しくあれば、少し食いつきがちがってくるかと思えます。とても一生懸命してくださっていてお忙しいと思うので、これから少しずつつけ加えていかれるのかなとも思います。もともと興味を持たれている方は大変多くて、古文書を読み解く会でもとても出席者も多いそうなのですが、新たにそういう考古学などに、幾つになっても、子どもも大人ももっと興味を持つということ念頭に置いて表示などに気を配っていただいたらよりよいかと思いました。

小石委員 ) 寺田遺跡というのは、そもそも行政の何があったところな

のですか。

生涯学習課文化財係長)

行政というのは古代における行政ということでしょうか。非常に難しい言葉ですが、この指定の内容の下のほうに「郡衙」という言葉があり、これは簡易な言葉で言いますと郡の役所ということでありまして、今で言う県庁とか市役所とか、そういうものに当たるものです。

一番最後の資料3は、古代の兵庫県の郡の領域を示している地図です。説明にもありましたが、芦屋は摂津国菟原郡というものに含まれておりまして、この領域が今の研究では西宮市の夙川あたりから神戸市の兵庫区の湊川のあたりまで広がっていたと考えられています。これまでは神戸市東灘区に郡家という、まさしく「郡」に「家」と書く地名が残っており、そちらの東灘区の郡家のほうがこの菟原郡の郡衙所在地ということで考えられていたのですが、この発掘調査の結果、実はそうではなくて、芦屋にこの広い領域の行政トップの中心地があったのではないかということがかなり高い確率で称されるようになってきたということになります。

小石委員)

歴史的な資料価値があると考えているのでしょうか。

生涯学習課文化財係長)

そうですね。芦屋市は、今でこそ市域が18万平方キロメートルほどの非常に小さい市ですが、それほど大きな広い範囲の中心地であったということと、この大領、少領の墨書土器が出るということ自体が全国的にも非常に珍しいことですので、古代の地方行政を考える上でも非常に高い価値がある資料ということになっています。

小石委員)

どちらが中心だったかという論争はまだ続いているのです

か。

生涯学習課文化財係長)      こういうものが出ましたら、学会では自然とこちらに郡衙があったという話にはなっていくかと思います。

浅井委員)      御影の郡家という土地のこととおっしゃいましたか。

生涯学習課文化財係長)      そうです。阪神御影駅のすぐ北側にあります。

委員長)      寺田遺跡をインターネットでいろいろ調べようと思ったのですが、検索してほとんど情報が出てきませんでした。しかしながら、九州大学の図書館に何かあるとか、調査報告書は結構つくられていますよね。それを見ることは出来ませんので、もう少し情報発信というか、例えばその調査報告書をPDFにして芦屋市のホームページに張りつけるとか、認知度を高めるようなことをされる方がいいと思います。今のままでは誰も知らないということになってしまいますので、興味を引くという点からも、そういうことを研究していただいたらありがたいかなと思います。発掘のときには調査報告書が多くつくられていると思いますので、またご検討いただければと思います。

教育長)      芦屋における史跡のマップをバージョンアップさせて作成中です。寺田遺跡の場所をまず知ってもらい、興味を持たれた方は、今委員長がおっしゃったように次に調べてみるという、二段階が必要かと思っています。

生涯学習課文化財係長)      今年度、刊行に向けて進めております。これまでも何度か芦屋での地図はつくっておりましたが、ここ近年、特に震災以降は全くできておりません。先ほどおっしゃっていただきました、専門的な報告書などは出ているのですが、一般の方への普及や啓発、活用のための冊子というものがなかなかできてお

りませんでした。今回、まずは芦屋市の中の文化財、遺跡に限らず、古代から近代、現代までを含めた分布図をつくろうという話になっていたのですが、それをさらに工夫しましてハンドブックとし、新書ぐらいの大きさのもので、今56ページというページ数なのですが、地図にその場所を点で落としまして、60か所につきまして写真と説明文を加え、芦屋市内の文化財については、その本を持って町を歩けば、歴史のことについてもかなり書きましたので、歴史と文化財のことについてはかなり便利でとてもわかりやすいものになろうかと思えます。今年度には刊行したいと思っております。

委員 長 ) それは有償の発行になるのですか。

生涯学習課文化財係長) 今回のものは生涯学習課の窓口に置かせていただき、1人1部とか、そういう制限はかかるかとは思いますが、無償で配布しようと考えています。

委員 長 ) 無償にするのでしたらPDFにしてホームページに掲載しておいてもいいし、もしくは市役所のここに来たら無償で配布しますよというふうなことをインターネットのサイトで告知するのはいかがでしょうか。できるだけアクセスを容易にして、誰でもそこにたどり着けるようにしていただいたら、欲しいという人がふえてくるかもしれませんし、そうやって関心が高まれば、またこういうことに関心を持っていろいろやる人たちがふえてくると思います。

教 育 長 ) 美術博物館に置くことは出来ませんか。ポイ捨てにされるのは困りますが、興味がある方には、市役所と三条の事務所と美術博物館、この3か所に行けば1人1部の限定で差し上

げますとかすれば良いかと思えます。人気が高まってきたら原価程度で販売するのはいかがですか。美術博物館は結構本を売っていますよね。芦屋の地名の由来などのシリーズがありますから、新バージョンとして加えていったらいいのではないかと思えます。

浅井委員) 56ページというと、マップというよりもハンドブックのようになりますか。

生涯学習課文化財係長) はい。地図も芦屋市域を4つに分割しまして、芦屋市域を1万5,000分の1の縮尺の地図なのですが、見たら場所がわかる程度の大きさの地図を4ページに分けて載せます。その説明を残りの52ページでさせていただこうと考えております。

委員長) 子どもが読めるように、学校に配ったりしないのですか。

小石委員) 子どもが読めるような形にするのは、また難しいですね。

浅井委員) 振り仮名も必要ですよ。

生涯学習課文化財係長) いつもつくるときに気をつけているのは、小学生の、やはり小学校低学年は難しいとは思いますが、5年生、6年生ぐらいが理解できることを意識して作成させていただいております。

浅井委員) 特に読み方が難しいと思えます。摂津国、菟原郡とか郡衙とかいう言葉は振り仮名があると、とても子どもたちに親しまれると思えます。

生涯学習課文化財係長) 答申書ということでかたい言葉を使わせていただきましたけれども、例えばそういう本も私が普通に書くときには郡衙という言葉は使わず、郡の役所という言葉を使うでしょうし、一般市民の方にどうしたらわかりやすく伝わるかということはかなり意識をさせていただいておりますが、まだそれでも難しい

字を使っているかもしれません。

浅井委員) いいものを、よろしくお願いします。

委員長) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

〈第17号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

委員長) 日程第5 閉会宣言